

幼稚園（新制度移行園）

確認検査基準（平成29年4月1日適用）

確認検査基準中の 「評価区分」

評価区分	評価区分	指 導 形 態
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

(幼稚園)

公 定 価 格

[凡例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

関係法令・通知	略称
「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」別紙1 平成28年8月23日（府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号通知）	留意事項通知 別紙1
平成28年3月31日内閣府告示第119号	平28府告示119
施設型給付費等に係る処遇改善等加算について 平成27年3月31日（府政共生第349号、26文科初第1463第10号、雇児発0331第10号）	府政共生第349号
「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の取扱いについて 平成27年8月28日 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）	平27事務連絡
平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて 平成28年6月17日 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）	平28事務連絡

目 次

<p>I 地域区分等 1</p> <p> 1. 地域区分 (①) 1</p> <p> 2. 定員区分 (②) 1</p> <p> 3. 認定区分 (③) 1</p> <p> 4. 年齢区分 (④) 1</p> <p>II 基本部分 2</p> <p> 1. 基本分単価 (⑤) 2</p> <p>III 基本加算部分 3</p> <p> 1. 処遇改善等加算 (⑥) 3</p> <p> 2. 副園長・教頭配置加算 (⑦) 3</p> <p> 3. 3歳児配置改善加算 (⑧) 4</p> <p> 4. 満3歳児対応加配加算 (⑨又は⑨') 5</p> <p> 5. チーム保育加配加算 (⑩) 6</p> <p> 6. 通園送迎加算 (⑪) 7</p> <p> 7. 給食実施加算 (⑫) 8</p> <p> 8. 外部監査費加算 (⑬) 9</p> <p>IV 加減調整部分 9</p> <p> 1. 年齢別配置基準を下回る場合 (⑭) 9</p> <p>V 乗除調整部分 10</p> <p> 1. 定員を恒常的に超過する場合 (⑮) 10</p>	<p>VI 特定加算部分 11</p> <p> 1. 主幹教諭等専任加算 (⑯) 11</p> <p> 2. 子育て支援活動費加算 (⑰) 12</p> <p> 3. 療育支援加算 (⑱) 13</p> <p> 4. 指導充実加配加算 (⑲) 14</p> <p> 5. 事務負担対応加配加算 (⑳) 14</p> <p> 6. 冷暖房費加算 (㉑) 15</p> <p> 7. 施設関係者評価加算 (㉒) 15</p> <p> 8. 施設機能強化推進費加算 (㉓) 16</p> <p> 9. 小学校接続加算 (㉔) 18</p> <p> 10. 栄養管理加算 (㉕) 18</p> <p> 11. 第三者評価受審加算 (㉖) 19</p>
--	--

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
I 地域区分等 1. 地域区分 (①)	利用する施設が所在する市町村ごとに定められた平28府告示119別表第一による区分を適用する。	地域区分は適正か。	(1) 留意事項通知別紙1 I 1 (2) 平28府告示119	適正な地域区分が適用されていない。	C
2. 定員区分 (②)	利用する施設の教育標準時間認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。	定員区分は適正か。	留意事項通知別紙1 I 2	利用定員の総和に応じた区分が適用されていない。	C
3. 認定区分 (③)	利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。	認定区分は適正か。	留意事項通知別紙1 I 3	適正な認定区分が適用されていない。	C
4. 年齢区分 (④)	利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。 なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価(⑤)、処遇改善等加算(⑥)及び3歳児配置改善加算(⑧)の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。	年齢区分は適正か。	留意事項通知別紙1 I 4	利用子どもの満年齢に応じた年齢区分が適用されていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
II 基本部分 1. 基本分単価 (⑤)	<p>(1) 額の算定 地域区分 (①)、定員区分 (②)、認定区分 (③)、年齢区分 (④) (以下「地域区分等」という。) に応じて定められた額とする。</p> <p>(2) 基本分単価に含まれる職員構成 基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。</p> <p>(ア) 園長 (イ) 教員 (教諭) 基本分単価における必要教員数 (園長及び幼稚園設置基準 (昭和31年文部省令第32号) 第5条第3項に規定する教員を除く。) は以下の i と ii を合計した数であること。また、これとは別に非常勤の講師が配置されていること (教育標準時間認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上の施設に限る。)</p> <p>i 年齢別配置基準 4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人 (注1) ここでいう「4歳以上児」及び「3歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 また、「満3歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢が2歳で、年度途中で満3歳に達し入園した者をいうこと。 (注2) 確認に当たっては以下の算式によること。 <算式> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}$ ii 学級編制調整加配 教育標準時間認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設に1人 (ウ) その他 i 事務職員及び非常勤事務職員 (注) (注) 園長等の職員が兼務する場合は業務委託する場合は、配置は不要であること。 ii 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 (注) 嘱託等で可。</p>	<p>基本分単価は適正か。</p> <p>基本分単価に含まれる職員構成において、必要な教員が充足されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙1 II 1. (1)</p> <p>留意事項通知別紙1 II 1. (2)</p>	<p>基本分単価について、地域区分等に応じて定められた額が適用されていない。</p> <p>基本分単価に含まれる職員構成において、必要な教員が充足されていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
III 基本加算部分 1. 処遇改善等加算 (⑥) 2. 副園長・教頭配置加算 (⑦)	(1) 加算の要件及び加算の認定 加算の要件及び加算の認定は「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(府政共生第349号)、「『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の取扱いについて」(平27事務連絡)及び「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」(平28事務連絡)に定めるところによる。 (2) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、府政共生第349号に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。 (1) 加算の要件 園長以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置している施設に加算する。配置人数にかかわらず同額とする。 i 学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。 ii 学校教育法施行規則(昭和25年文部省令第11号)第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。 iii 当該施設に常時勤務する者であること。 iv 園長が専任でない施設において、幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。 (2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、新たに加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、副園長又は教頭となる者の氏名、年齢等を記載した履歴書等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。こと。 (3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。	処遇改善等加算の要件及び認定は適正か。 加算額は適正か。 副園長・教頭加算は要件を満たしているか。 加算額は適正か。	(1) 留意事項通知別紙1 III 1. (1) (2) 府政共生第349号 (3) 平27事務連絡 (4) 平28事務連絡 留意事項通知別紙1 III 1. (2) 留意事項通知別紙1 III 2. (1) 留意事項通知別紙1 III 2. (3)	処遇改善等加算が要件及び認定に適合していない。 加算額が適正でない。 副園長・教頭設置加算が要件を満たしていない。 加算額が適正でない。	C C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
3. 3歳児配置改善加算(⑧)	<p>(1) 加算の要件 IIの1.(2)(イ)の年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る教員配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。 <算式> {4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児及び満3歳児数×1/15(同)} = 配置基準上教員数(小数点以下四捨五入)</p>	<p>3歳児配置改善加算は加算要件を満たしているか。</p>	<p>留意事項通知別紙1 III 3.(1)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p>	C
	<p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等)を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p>	<p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙1 III 3.(3)</p>	<p>加算額が適正でない。</p>	C
	<p>(3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p>				

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
4. 満3歳児対応加配加算（⑨又は⑨'）	<p>(1) 加算の要件</p> <p>(ア) 3歳児配置改善加算の適用がない場合【⑨】</p> <p>Ⅱの1. (2) (イ) iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人）により実施する施設に加算する。</p> <p><算式></p> <p>{4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数（満3歳児を除く）×1/20（同）} + {満3歳児×1/6（同）} = 配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）</p> <p>(イ) 3歳児配置改善加算の適用がある場合【⑨'】</p> <p>Ⅱの1. (2) (イ) iの年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人）により実施する施設に加算する。</p> <p><算式></p> <p>{4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児数（満3歳児を除く）×1/15（同）} + {満3歳児×1/6（同）} = 配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）</p> <p>(2) 加算の認定</p> <p>(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数（見込）、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等）を徴して確認すること。</p> <p>(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定</p> <p>加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p>	<p>満3歳児配置改善加算は加算要件を満たしているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙1 Ⅲ4.(1)</p> <p>留意事項通知別紙1 Ⅲ4.(3)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
5. チーム保育加配加算 (10)	<p>(1) 加算の要件 基本分単価 (⑤) 及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、教員 (幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。) を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の教員を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施する場合に加算する。</p> <p>なお、本加算の算定上の「加配人数」は、教育標準時間認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数 (注1) の範囲内で、「必要教員数」を超えて配置する教員数 (注2) とする。</p> <p>(注1) 教育標準時間認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数 45人以下：1人、46人以上150人以下：2人、151人以上240人以下：3人、241人以上270人以下：3.5人、271人以上300人以下：5人、301人以上450人以下：6人、451人以上：8人 (注2) 「必要教員数」を超えて配置する教員数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>① 常勤換算人数 (小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前) による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人未満の場合小数点第1位を四捨五入した員数とする。 (例) 2.3人の場合、2人</p> <p>② 常勤換算人数 (小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前) による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人以上の場合 小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。 (例) 3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請 (施設名、加算の適用年月、利用子ども数 (見込)、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等) を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月の初日に (1) に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を基本額とし、当該基本額に(1)の「加配人数」を乗じて得た額とする。</p>	<p>チーム保育加配加算は要件に適しているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙1 III 5. (1)</p> <p>留意事項通知別紙1 III 5. (3)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
8. 外部監査費加算 (13)	<p>(1) 加算の要件 幼稚園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査（以下「外部監査」という。）を受ける場合に加算する。 外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとする。</p> <p>(2) 加算の認定 （ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、利用子ども数（見込）及び外部監査の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。 （イ）当年度の3月時点で外部監査を実施することが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。（監査報告書の作成等の時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施されることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。） なお、監査報告書については、作成次第速やかに、監査実施者から施設が所在する市町村長に提出すること。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	<p>外部監査費加算は加算要件を満たしているか。</p> <p>監査報告書について、監査実施者から市長に提出しているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙1 Ⅲ 8. (1)</p> <p>留意事項通知別紙1 Ⅲ 8. (2)</p> <p>留意事項通知別紙1 Ⅲ 8. (3)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p> <p>報告書を市長に提出していない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
IV 加減調整部分 1. 年齢別配置基準を下回る場合 (14)	<p>(1) 調整の適用を受ける施設の要件 施設に配置する教員数が、Ⅱの1. (2) (イ) i 及び ii で定める教員数を下回る場合に調整する。 本調整の算定上の「人数」は、必要教員数から配置教員数を減じて得た人数とする。</p> <p>(2) 調整の適用を受ける施設の認定 （ア）調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、Ⅱの1. (2) で定める職員の充足状況の確認と併せて本調整の適用の有無を確認の上行うこと。 （イ）市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 調整額の算定 調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整に係る処遇改善等加算相当の単価にⅢの1. (2) で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を基本額とし、当該基本額に(1)の「人数」を乗じて得た額とする。</p>	<p>年齢別配置基準を下回る場合に加減調整されているか。</p> <p>調整額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙1 Ⅳ 1. (1)</p> <p>留意事項通知別紙1 Ⅳ 1. (3)</p>	<p>加減調整されていない。</p> <p>調整額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
V 乗除調整部分 1. 定員を恒常的に超過する場合 (15)	<p>(1) 調整の適用を受ける施設の要件 直前の連続する2年度間(注1)常に利用定員を超過しており(注2)、かつ、各年度の年間平均在所率(注3)が120%以上の状態にある施設に適用する。 なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であることから、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。</p> <p>(注1) 直前の連続する2年度間の起算点確認(子ども・子育て支援法附則第7条によるみなし確認を含む。)の効力が発生する年度を起算点とする。 (注2) 年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。 (注3) 利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項 利用定員を超過して受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼稚園設置基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。</p> <p>(2) 調整の適用を受ける施設の認定 (ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が施設の利用状況を確認の上行うこと。 (イ) ただし、子ども・子育て支援法による確認を受ける前から既に認可定員(収容定員)を超過していた私立幼稚園については、現行の都道府県の私学助成における補助金の交付額の減額の仕組み等による対応との整合性等を踏まえ、都道府県の判断により、子ども・子育て支援法の施行当初又は確認を受けた時から減算を適用することも可能とする。この場合の考え方及び手続は、平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」によるものとする。 (ウ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 調整額の算定 本調整措置が適用される施設における基本分単価(5)から年齢別配置基準を下回る場合(14)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<p>定員を恒常的に超過する場合に乗除調整されているか。</p> <p>調整額は適正か。</p>	<p>留意事項通知 別紙1 V1. (1)</p> <p>留意事項通知 別紙1 V1. (3)</p>	<p>乗除調整されていない。</p> <p>調整額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
VI 特定加算部分 1. 主幹教諭等専任加算 (⑩)	<p>(1) 加算の要件 主幹教諭等（学校教育法第27条に規定する副園長、教頭、主幹教諭及び指導教諭をいう。以下同じ。）を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、基本分単価（⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて代替教員（非常勤講師等）を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>i 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。））。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>ii 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。））。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>iii 満3歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）</p> <p>iv 障害児（軽度障害児を含む。）(注)に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）</p> <p>(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p>	主幹教諭等選任加算は加算要件を満たしているか。	留意事項通知 別紙1 VI1. (1)	加算要件を満たしていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
2. 子育て支援活動費加算 (17)	<p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、(1)のiからivの事業等の実施状況等）を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p>	加算額は適正か。	留意事項通知別紙1 VI1.(3)	加算額が適正でない。	C
	<p>(3) 加算額の算定 加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にⅢの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）</p>				
	<p>(1) 加算の要件 主幹教諭等専任加算 (16) の対象施設において、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に組み入れている場合に加算する。</p>	子育て支援活動費加算は加算要件を満たしているか。	留意事項通知別紙1 VI2.(1)	加算要件を満たしていない。	C
	<p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、子育て支援活動等の実施状況等）を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。</p>	加算額は適正か。	留意事項通知別紙1 VI2.(3)	加算額が適正でない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
3. 療育支援加算 (18)	<p>(1) 加算の要件 主幹教諭等専任加算 (16) の対象施設かつ障害児(注1)を受け入れている(注2)施設において、主幹教諭等を補助する者(注3)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。 なお、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと(注4)。 (注1) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。 (注2) 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 (注3) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。 (注4) 取組の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。 ・ 地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。 ・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。 ・ 障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実 <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、対象の子ども等）を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にⅢの1. (2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。</p>	<p>療育支援加算は加算要件を満たしているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知 別紙1 VI3.(1)</p> <p>留意事項通知 別紙1 VI3.(3)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
4. 指導充実加配加算 (19)	<p>(1) 加算の要件 基本分単価 (5) 及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師を配置する利用定員が271人以上の施設に加算する。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請 (施設名、加算の適用年月、非常勤講師の配置が分かる資料等) を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算の算定 加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にⅢの1. (2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする (算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<p>指導充実加配加算は加算要件を満たしているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙1 VI4. (1)</p> <p>留意事項通知別紙1 VI4. (3)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
5. 事務負担対応加配加算 (20)	<p>(1) 加算の要件 基本分単価 (5) において求められる事務職員及び非常勤事務職員 (注) を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が271人以上の施設に加算する。 (注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請 (施設名、加算の適用年月、非常勤事務職員の配置が分かる資料等) を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算の算定 加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にⅢの1. (2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする (算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<p>事務負担対応加配加算は加算要件を満たしているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙1 VI5. (1)</p> <p>留意事項通知別紙1 VI5. (3)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分										
6. 冷暖房費加算 (㉔)	(1) 加算の要件 全ての施設に加算する。 (2) 加算額の算定 加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。 <table border="1" data-bbox="309 343 1355 587"> <tr> <td>一級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>二級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>三級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>四級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>上記以外の地域をいう。</td> </tr> </table>	一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。	二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。	三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。	四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。	その他地域	上記以外の地域をいう。	加算額は適正か。	留意事項通知 別紙 1 VI 6. (2)	加算額が適正でない。	C
一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。														
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。														
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。														
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。														
その他地域	上記以外の地域をいう。														
7. 施設関係者評価加算 (㉔)	(1) 加算の要件 学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定により保護者その他の幼稚園の関係者（幼稚園職員を除く。）による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合に加算する。 評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」（これに準じて自治体が作成したものを含む。）に準拠し、同規則第39条において準用する第66条の規定により行った自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものとする。 (2) 加算の認定 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、評価の実施状況等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。 （注）評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表（評価報告書の作成が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は評価や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。 (3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。	施設関係者評価加算は加算要件を満たしているか。 加算額は適正か。	留意事項通知 別紙 1 VI 7. (1) 留意事項通知 別紙 1 VI 7. (3)	加算要件を満たしていない。 加算額が適正でない。	C										

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
8. 施設機能強化推進費加算 (25)	<p>(1) 加算の要件 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1~3)を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>i 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>ii 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>iii 満3歳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。）</p> <p>iv 障害児（軽度障害児を含む。）(注4)に対する教育・保育の提供（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）</p>	施設機能強化推進費加算は加算要件を満たしているか。	留意事項通知別紙1 VI10. (1)	加算要件を満たしていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>(注1) 取組の実施方法の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。 <p>(注2) 取組に必要な経費の額 取組に必要な経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。</p> <p>(注3) 支出対象経費 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）</p> <p>(注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(2) 加算の認定 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>(4) 実績の報告等 本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。 なお、市町村は、本加算を行った施設について、監査時等に検証を行うこと。</p>	<p>加算額は適正か。</p> <p>市に実績報告書を提出しているか。</p>	<p>留意事項通知 別紙1 VI10. (3)</p> <p>留意事項通知 別紙1 VI10. (4)</p>	<p>加算額が適正でない。</p> <p>報告書を提出していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
9. 小学校接続加算 (26)	<p>(1) 加算の要件 次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。 i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 iii 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。 (イ) 当年度の3月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	<p>小学校接続加算は加算要件を満たしているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙1 VI11. (1)</p> <p>留意事項通知別紙1 VI11. (3)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
10. 栄養管理加算 (27)	<p>(1) 加算の要件 食事の提供にあたり、栄養士を活用(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的(注2)な指導を受ける施設に加算する。 (注1) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。 (注2) 年間を通じて活用している場合に対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）。</p> <p>(2) 加算の認定 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、嘱託契約又は配置が確認できる書類等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	<p>栄養管理加算は加算要件を満たしているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙1 VI12. (1)</p> <p>留意事項通知別紙1 VI12. (3)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
11. 第三者評価受審加算 (㉔)	<p>(1) 加算の要件 「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。</p> <p>(2) 加算の認定 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。 （注1）評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。 （注2）第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	<p>第三者評価受審加算は加算要件を満たしているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙1 VI13. (1)</p> <p>留意事項通知別紙1 VI13. (3)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>